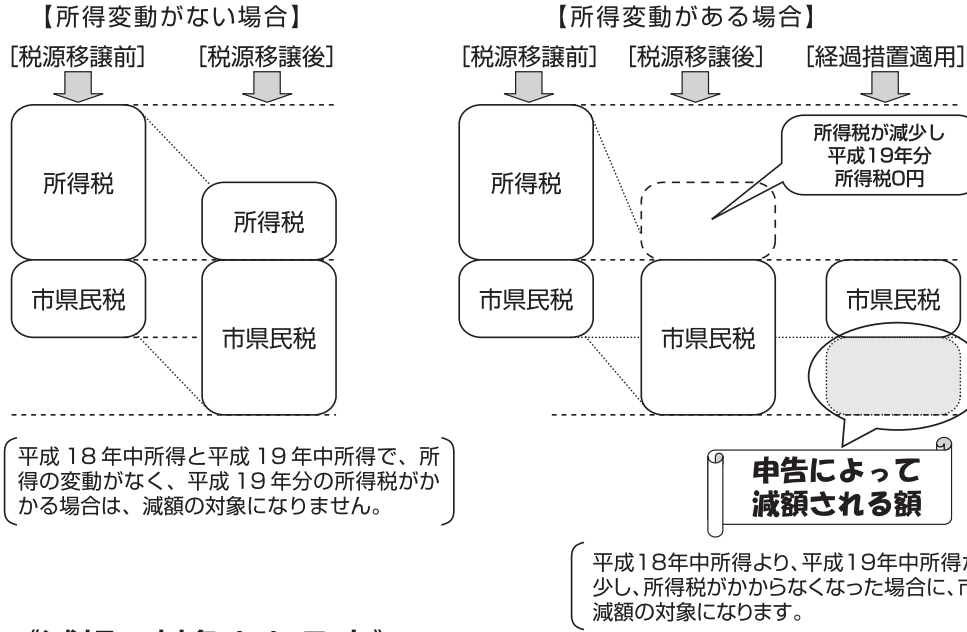
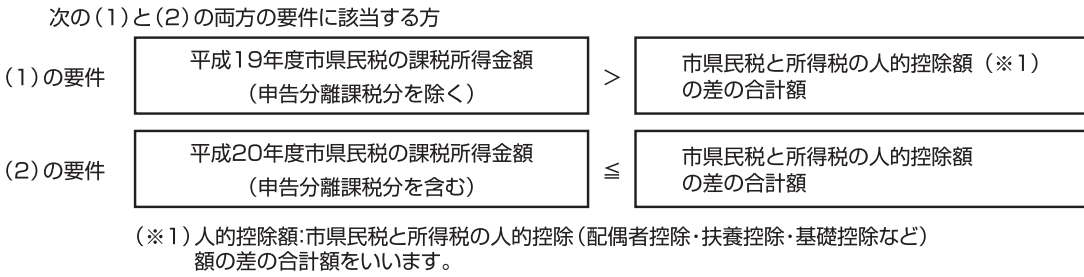


### 《所得変動の経過措置イメージ図》



### 《減額の対象となる方》



《参考例》平成18年中の給与収入150万円(扶養等の控除なし)の方が、平成19年中の給与収入が100万円となり、所得税がかからなくなった場合

		税源移譲「前」の税率適用後の税額	税源移譲「後」の税率適用後の税額
所得税	平成18年中給与収入150万円	47,000円	
	[A] 平成19年中給与収入150万円	① 47,000円	③ 23,500円
	[B] 平成19年中給与収入100万円		0円
市県民税	[C] 平成19年度(平成18年中)給与収入150万円	② 26,000円	④ 49,500円

申告により差額23,500円が減額されます

税源移譲は[A]と[C]の間で行われます。平成19年中所得に変動がなければ基本的に「市県民税」+「所得税」の合計額は変わりません。  
 《税源移譲前①+②=73,000円》  
 《税源移譲後③+④=73,000円》  
 しかし[B]のように所得が減り所得税がかからなくなった場合、所得税で減額の調整を行うことができません。  
 そのため平成19年度市県民税で増額となった税額分(④-②=23,500円)は申告によって減額されます。

## 税源移譲時の年度間の所得変動による経過措置が設けられました

平成19年中の所得が減って所得税がかからなくなった方が対象(平成19年度市県民税にのみ適用)

**申告が必要です!**

**申告期間 20年7月1日～31日まで**

税源移譲により、平成19年度の市県民税(平成18年中所得で計算)の税負担が上がった分は、平成19年分の所得税で調整され、基本的に税負担の増減が生じないようにされています。しかし、平成19年中の所得が大きく下がり、所得税がかからなくなった場合に、調整すべき金額を所得税から差し引くことができなくなってしまう。このような方については、所得の変動による税負担を調整するため、税源移譲により増額となった平成19年度分の市県民税相当額を減額する経過措置が設けられています。

対象者は、平成20年7月1日から同月31日(同月1日以後)にこの減額措置の適用を受けられる方です。

納付済みの場合は、還付されます。

る状態となったときは、当該状態となった日から1月を経過した日の前日)までの間に、平成19年度市県民税が課税された市区町村へ申告書を提出する必要があります。

「所得変動に係る調整措置の減額申告書」の配布・受付等については、申告期間前に本紙でお知らせします。

## 所得変動 Q & A

「Q1」どのような場合に減額の対象になるの、また減額される金額はどれくらいですか?」

「A1」減額の対象となる場合及び減額される額は、その方の課税状況によりますが左上の《参考例》を参照ください。

「Q2」平成19年中に西宮市に転入した場合の申告先は?」

「A2」平成19年度市県民税を課税した平成19年1月1日現在にお住まいの市区町村へ提出してください。

「Q3」平成20年1月1日時点から、どこでもらえますか?」

「A3」平成20年度市県民税の課税要件を満たしていないため、減額措置の対象とはなりません。

「Q4」減額の申告書はいつから、どこでもらえますか?」

「A4」市役所市民税グループ・各支所(サービスセンター)を除く)で6月中旬から配布します。また、西宮市ホームページからもダウンロード(平成20年6月中旬予定)できます。申告書の提出期間は、平成20年7月1日～7月31日までです。申告手続きの詳細は申告期間前(平成20年6月予定)に本紙でお知らせします。

## 地震保険料控除が創設されました 平成20年度市県民税から適用

### ●損害保険料控除

(平成19年度課税分まで)  
 ■対象:住宅や家財などの生活用資産の損害保険料や身体の損傷に関する損害保険料

控除内容	控除額限度
長期損害保険(保険期間が10年で、かつ、満期返戻金のある契約のもの)	10,000円
短期損害保険(長期損害保険契約に該当する契約以外のもの)	2,000円
長期損害保険と短期損害保険がある場合 長期損害保険料控除と短期損害保険料控除額の合計	10,000円

### ●地震保険料控除

(平成20年度課税分から)  
 ■対象:住宅や家財などの生活資産の地震保険料

控除内容	控除額限度
地震保険料契約に関する保険料の1/2	25,000円
【経過措置】平成18年12月31日までに締結した長期損害保険契約については従前の損害保険料控除が適用されます。	10,000円
地震保険料と長期損害保険料がある場合 地震保険料控除と長期損害保険料控除額の合計	25,000円

地震保険への加入を促進する目的で、従来の損害保険料控除を見直し、地震保険料控除が創設されました。支払った地震保険料の2分の1相当が所得控除として認められます(限度額2万5千円)。経過措置として、平成18年末までに契約した長期損害保険料は地震保険料控除とあわせて控除(限度額2万5千円)することができます。なお損害保険料控除の内、短期損害保険料の適用は平成19年度をもって廃止されました。

## 平成19年分 所得税の確定申告 相談会場を開設します

還付申告センター会場

相談会場	開設期間(土・日曜・祝日を除く)	開設時間
アピアホール(阪急逆瀬川駅前)	2月1日～15日	午前9時半～午後4時

公的年金等受給者に対する確定申告相談会場

相談会場	開設期間(土・日曜を除く)	開設時間
西宮商工会館(櫛塚町)	2月1日～7日	午前9時半～12時と午後1時～4時

地区相談等会場

相談会場	開設期間(土・日曜・祝日を除く)	開設時間
アピアホール(阪急逆瀬川駅前)	2月18日～2月29日	午前9時半～12時と午後1時～4時
西宮商工会館(櫛塚町)	2月8日～3月11日	

西宮税務署は、平成19年分所得税の確定申告の相談会場を左表のとおり開設します。

申告書の提出もできずので、ぜひご利用ください。

各会場の対象などは西宮税務署(0798・343930)へ問合せを。

各会場とも混雑時は入場制限あり。会場へは電車・バスなどで会場を。